〇愛南町郵便入札実施要綱

平成19年４月１日告示第44号

愛南町郵便入札実施要綱

（趣旨）

**第1条**　この告示は、愛南町が実施する郵便による競争入札（以下「郵便入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

**第2条**　郵便入札の対象工事等は、町長が適当と認めて指定する工事等とする。

（入札の公告等）

**第3条**　町長は、郵便入札に付するときは、愛南町契約事務規則（平成17年愛南町規則第21号。以下「規則」という。）第４条に規定する一般競争入札の公告及び規則第23条第２項に規定する指名競争入札の通知並びに愛南町条件付一般競争入札実施要綱（平成19年愛南町告示第39号）第３条第１項に規定する入札の公告において、次に掲げる事項を併せて公告等を行うものとする。

（１）　入札書の郵送方法
（２）　入札書の到着期限（以下「到着期限」という。）
（３）　入札書の送付先
（４）　入札回数
（５）　開札の日時及び場所
（６）　郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
（７）　立会人の選定
（８）　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（入札回数）

**第4条**　郵便入札に付した場合の入札回数は、１回とする。

（入札書等の郵送方法）

**第5条**　郵便入札に参加しようとする者は、入札書、工事費内訳書等（以下「入札書等」という。）を愛南町の指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）へ留め置きで、到着期限までに到着するよう郵送しなければならない。

２　前項の規定による郵送は、一般書留又は簡易書留郵便の方法によることとし、次の二重封筒を用い郵送しなければならない。

（１）　外封筒には、入札書を同封した内封筒を入れ、「入札書在中」と朱書き表記し、指定郵便局の郵便番号、住所、郵便局名及び入札実施機関名を、裏に開札日、入札に係る工事（業務）名、入札参加者の住所及び氏名を表記する。
（２）　内封筒には、入札書を入れて、封かんの上、「入札書在中」と表記し、あて先、入札に係る工事（業務）名及び入札参加者の氏名を表記する。

３　郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（設計図書等に関する質問）

**第6条**　設計図書等に関する質問については、別に定める質疑応答書を発注担当課に持参、FAX又は郵送により提出して行うものとし、電話による質問は受け付けない。

２　前項の規定による質問への回答書の作成は、別に定める質疑応答書に取りまとめ、発注担当課が行い、決裁を受けた上でFAXでの回答若しくは発注担当課での閲覧又は愛南町ホームページへの掲載に付するものとする。

（辞退）

**第7条**　入札参加者は、当該入札を辞退する場合、到着期限までに入札辞退届を入札担当課へ直接持参し、又は郵送して申し出る。ただし、入札書を郵送した後、辞退する場合は、開札までに入札辞退届けを入札担当課へ直接持参して申し出る。

（入札書の郵送開始日、到着期限及び保管）

**第8条**　郵送開始日は、到着期限の10日前とする。この場合において、郵送開始日より早く郵送し、郵便局が入札書等を差出人に返却した場合、その入札は無効となる。

２　到着期限は、開札日の前々日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日」という。を含まない。））までとする。

３　見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第６条に規定する期間に、２日（休日を含まない。）以上、見積期間を増やすものとする。

４　入札担当課は、指定郵便局から入札書等を同封した封筒を受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。この場合において、保管する前に、入札書の外封筒を開封し、一般競争入札においては指名建設業者等名簿に登載している入札参加者であるかを、指名競争入札においては指名している入札参加者であるかを確認するものとする。

５　指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しをすることができない。

（無効の入札）

**第9条**　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　競争入札参加資格のない者のした入札
（２）　１つの入札について同一の者が２通以上の入札書を提出した入札
（３）　入札書に記名押印を欠く入札
（４）　金額を訂正した入札
（５）　予定価格を超える金額を記載した入札

（６） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭（りょう）である入札
（７） 第５条に規定する郵送方法によらない入札
（８） 工事費内訳書が必要な場合に、工事費内訳書を同封しない入札
（９） 到着期限を過ぎて到着した入札
（10） 明らかに不正による入札と認められる入札
（11） 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされた入札

（開札）

**第10条** 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとし、開札方法については、傍聴できる環境を整え、透明性を確保し、公平な競争の促進に努めなければならない。

（開札の立会い）

**第11条** 開札は、愛南町郵便入札における立会人選定要領（平成19年愛南町告示第46号）第２条の規定によりあらかじめ選任された開札立会人が立会いの上、執行することとする。

２ 開札立会人の任期は、１年とし、再任を妨げない。

３ 開札立会人は、開札時に、次の事項を含む入札執行の公正性について確認するものとする。
（１） 入札参加者名簿と送付された封筒
（２） 封筒の封かん
（３） 開札の状況、落札札及び無効札等

４ 開札立会人は、開札終了後、入札執行表に押印する。

５ 開札立会人は、この入札で知り得た秘密を漏らしてはならない。

６ 第１項の規定にかかわらず、開札日時になっても開札立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。

（郵便入札の延期、中止及び取消し）

**第12条** 町長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

（入札結果の通知）

**第13条** 工事担当者は、落札者を決定したときは、落札者には直ちに電話によりその旨を連絡する。この場合において、不落札者に対しては、入札担当課での閲覧及び愛南町ホームページへの掲載により通知に代える。

（入札結果等の公表）

**第14条** 郵便入札に係る入札結果等の公表は、愛南町が発注する建設工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成17年愛南町告示第36号）に基づき、公表する。

（異議の申立て）

**第15条** 入札者は、入札後、設計図書、図面、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由とする異議並びに郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることは、できない。

（その他）

**第16条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附　則**

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（平成20年３月28日告示第29号抄）

（施行期日）

１ この告示は、平成20年４月１日から施行する。

**附　則**（平成21年３月９日告示第27号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（平成24年２月17日告示第18号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。